

令和元年8月1日

共同利用者各位

京都大学複合原子力科学研究所
特定放射性同位元素防護管理者
核燃料管理室長

特定放射性同位元素の防護措置の開始について

平素より当研究所における安全管理・セキュリティ対応措置にご協力とご理解をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、この度の放射性同位元素等の規制に関する法律（旧法名称：放射線障害防止法）の施行に伴い、本年9月1日から特定放射性同位元素を対象とした防護措置が新たに開始されます。この措置に伴い、当研究所の放射線管理区域の一部は防護措置の対象となりますので、法令要求に従い、9月1日以降の共同利用から添付資料に示すとおり、立入手続きの追加、鍵管理の追加等の対応を行います。

これらの追加的対応により、共同利用に際してお手数とご不便をお掛けすることになりますが、当研究所における安全管理の着実な実施のために必要な対応であることをご理解・ご了承の上、ご協力いただけますようお願いいたします。

添付資料

原子炉棟炉室・臨界集合体棟炉室・臨界集合体棟総合測定室への常時及び臨時立入手続きについて

共同利用者は、従来通り共同利用掛で常時・臨時立入手続きを行ってください※。手続きに当たっては、所内受入担当者とはよく相談してください。

※特定放射性同位元素の防護開始に当たって申請様式が変更される予定です。8月下旬に新様式をHPにアップします。

γ線照射棟への常時立入手続きについて

項目	内容
事前準備	<p>① 共同利用者は所内受入担当者とはよく相談し、R I 防護区域常時立入申請書データを作成してください。</p> <p>② 共同利用者は、常時立入申請書データ、コバルト 60 ガンマ線照射装置使用申請書データ及び顔写真データを、当所共同利用掛 (kyodo2312@rri.kyoto-u.ac.jp) を経由して、使用日の2週間前までにR I 管理室及びガンマ線照射施設管理者に送ってください。</p> <p>※ 常時立入申請書の様式は、8月上旬頃に当所HPに掲載する予定です。</p> <p>※ ②のデータの受付は8月26日以降となります。</p>
来所時	<p>① 担当防護従事者から教育を受けていただきます。</p> <p>② 保健物理室で個人線量計を受け取った後、研究棟1FのR I 管理室に担当防護従事者(常時立入申請書に記載)と一緒に来てください。運転免許証、パスポートなどの公的機関が発行した身分証を提示してください。本人確認実施後、防護区域立入証を交付します。</p> <p>③ 鍵を貸し出す手続きを致します。(鍵の貸出を受けた方は、貸出を受けている期間、鍵を携行し所外に持ち出さないようにしてください。)</p>
作業時	<p>① 照射室での作業時は、原則として、担当防護従事者が付き添います。</p> <p>② 作業は原則として平日9:00~17:00に行ってください。</p>
離所時	R I 管理室に防護区域常時立入者証及び鍵を返却してください。

※ R I 管理室の対応時間は平日の9:00-12:00、13:00-17:00です。

原子炉棟貯蔵室への常時立入手続きについて

共同利用者は常時立入ができませんので、一時立入者として入室することになります。入室の際は、指定の防護従事者の付き添いが必要となりますので、所内受入担当者にご相談してください。

以上